



高知家の健康

高 知 県

# 新型インフルエンザ等対策行動計画

平成25年12月策定



## 一 目 次 一

<b>I. はじめに</b>	<b>1</b>
1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2. 国における取組の経緯	1
3. 県における取組の経緯	2
4. 県行動計画の作成	2
<b>II. 県における対策の基本方針</b>	<b>3</b>
▶ 1. 新型インフルエンザ等対策の目的	3
▶ 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	4
▶ 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
▶ 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	7
▶ 5. 対策推進のための役割分担	9
▶ 6. 発生段階	13
▶ 7. 県行動計画の主要6項目	15
(1) 実施体制	15
(2) サーベイランス・情報収集	17
(3) 情報提供・共有	18
(4) 予防・まん延防止	20
(5) 医療	22
(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	24
<b>III. 各段階における対策</b>	<b>25</b>
<b>未発生期</b>	<b>26</b>
1. 実施体制	26
2. サーベイランス・情報収集	27
3. 情報提供・共有	28
4. 予防・まん延防止	29
5. 医療	31
6. 県民生活及び県民経済の安定の確保	34
<b>海外発生期</b>	<b>35</b>
1. 実施体制	35
2. サーベイランス・情報収集	36
3. 情報提供・共有	36
4. 予防・まん延防止	37
5. 医療	39
6. 県民生活及び県民経済の安定の確保	41

<b>県内未発生期・県内発生早期（国内発生早期）</b>	<b>4 2</b>
1. 実施体制	4 3
2. サーベイランス・情報収集	4 3
3. 情報提供・共有	4 4
4. 予防・まん延防止	4 5
5. 医療	4 7
6. 県民生活及び県民経済の安定の確保	4 9
<b>県内（国内）感染期</b>	<b>5 1</b>
1. 実施体制	5 2
2. サーベイランス・情報収集	5 2
3. 情報提供・共有	5 3
4. 予防・まん延防止	5 4
5. 医療	5 6
6. 県民生活及び県民経済の安定の確保	5 8
<b>小康期</b>	<b>6 0</b>
1. 実施体制	6 0
2. サーベイランス・情報収集	6 1
3. 情報提供・共有	6 1
4. 予防・まん延防止	6 2
5. 医療	6 2
6. 県民生活及び県民経済の安定の確保	6 3
<b>【参考】県内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策</b>	<b>6 4</b>
1. 実施体制	6 4
2. サーベイランス・情報収集	6 4
3. 情報提供・共有	6 5
4. 予防・まん延防止	6 5
5. 医療	6 6
<b>用語解説（文書中の★箇所を解説）</b>	<b>6 7</b>

<b>附属資料</b>	
高知県危機管理本部設置要綱	7 3
新型インフルエンザ等対策特別措置法	7 5
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令	9 4

## I. はじめに <高知県新型インフルエンザ等対策行動計画策定の経過>

### 1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）<sup>\*1</sup>となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- また、未知の感染症である新感染症<sup>\*2</sup>の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。
- そのため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が制定された。

### 2. 国における取組の経緯

- 新型インフルエンザ対策に係る対策については、特措法の制定以前の平成 17 年に「新型インフルエンザ対策行動計画（以下「国の行動計画」という。）」を策定して以来、数次の部分改定がされてきた。
- 平成 21 年に、新型インフルエンザ（A/H1N1）<sup>\*3</sup>が世界的な大流行となり、国の行動計画に基づき対策を行ったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性<sup>\*4</sup>が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。
- この教訓等を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるため、平成 24 年 5 月に、特措法を制定するとともに、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が策定された。
- 政府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。
  - ・ 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
  - ・ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症<sup>\*5</sup>で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの。<sup>\*6</sup>

### 3. 県における取組の経緯

- 平成 17 年 12 月、高病原性鳥インフルエンザ対策と新型インフルエンザ対策を一体的かつ総合的に推進するため、国の行動計画を踏まえ「高知県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定。以後、国の改定に合わせて部分改定を行ってきた。<sup>\*7</sup>
- 平成 25 年 12 月、政府行動計画の策定を踏まえ、特措法に基づく「高知県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を策定。

### 4. 県行動計画の作成

- 県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、<sup>\*8</sup>指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、<sup>\*5</sup>病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、<sup>\*5</sup>病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。
- 県行動計画に基づき各部局等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとする。
- 県行動計画で対象とする新型インフルエンザ等は、政府行動計画と同じである。
- なお、<sup>\*7</sup>鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、<sup>\*7</sup>関連する事案として、県内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応について、県行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。
- 新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要がある場合は、適時適切に県行動計画の変更を行うものとする。

## II. 県における対策の基本方針

### ▶ 1. 新型インフルエンザ等対策の目的

県民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にとどめる。

#### <主たる対応項目>

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくて医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 県民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

○新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

○<sup>★5</sup>病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

○このため、国は、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を「主たる目的」として対策を講じていくこととしている。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
2. 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

○新型インフルエンザ等対策は、国全体で取り組むべき重大な課題であり、県としての対応については、国の動きと一体となった対策を基本とし、県内の実情に合わせた行動が重要となる。

○このため、新型インフルエンザ等対策を県の危機管理に関わる重要な課題として位置付けるとともに、「県民の生命及び健康を保護し、生活等に及ぼす影響を最小限にとどめる」ことを目的とし、上記2点を「主たる対応項目」として対策を講じる。

## ▶ 2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

○新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザの<sup>\*2</sup>パンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

○そこで、本県の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の県民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅲ. 各段階における対策において、発生段階ごとに記載する。)

○なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、<sup>\*5</sup>病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、県の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが県民生活及び県民経済に与える影響等を総合的に勘案し、県行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

○発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、県民に対する啓発や企業による<sup>\*9</sup>事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

○世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講ずる。

○国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、<sup>\*5</sup>病原性によっては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。

○なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

- 県内で感染が拡大した段階では、国、県、市町村、事業者等は相互に連携して、医療の確保や県民生活・県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるので、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、県や各省等が国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。
- 県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。
- 特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであるので、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが必要である。
- 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、<sup>\*8</sup>指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。そのため、新型インフルエンザ等対策として、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- 治療薬やワクチンが無い可能性が高いS A R S<sup>\*3</sup>のような新感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要となる。

### ▶ 3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

○国、県、市町村又は指定<sup>\*8</sup>（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

#### (1) 基本的人権の尊重

○国、県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、<sup>\*11</sup>臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

○具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

#### (2) 危機管理としての特措法の性格

○特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、<sup>\*6</sup>新型インフルエンザや新感染症<sup>\*3</sup>が発生したとしても、<sup>\*5</sup>病原性の程度や、<sup>\*10</sup>抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

#### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

○政府対策本部、県及び市町村の新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」、「市町村対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

○県対策本部長から政府対策本部長に対して、または市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

#### (4) 記録の作成・保存

○国、県、市町村は、発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### ▶ 4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- <sup>\*6</sup>新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、<sup>\*7</sup>鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する<sup>\*5</sup>病原性の高い<sup>\*6</sup>新型インフルエンザの場合には、高い<sup>\*12</sup>致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。
- 県行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に<sup>\*6</sup>新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。
- <sup>\*6</sup>新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。
- また、<sup>\*5</sup>病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- 県行動計画の策定に際して想定した患者数等については、政府行動計画の推計に基づき、一つの例として次のように想定した。

##### (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

- 全人口の<sup>\*6</sup>25%が新型インフルエンザに罹患すると想定して推計。
- ・入院患者数及び死者数については、アジアインフルエンザ等を参考に中等度を致命率<sup>\*12</sup>0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度を致命率<sup>\*12</sup>2.0%として数の上限を推定。
  - ・当該推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや<sup>\*10</sup>抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
  - ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
  - ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫・接触感染を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。
  - ・特に、本県は、高齢化率が高いことから、国の推計値より健康被害が大きくなる可能性がある。

○<sup>★6</sup>新型インフルエンザが発生した場合の患者数の試算

※国の想定を単純に本県のH24.4.1推計人口との比で試算

※中等度は、アジアインフルエンザ等を参考に致命率0.53%として数の上限を推定

※重度は、スペインインフルエンザを参考に致命率2.0%として数の上限を推定

<高知県>

医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		103, 561人 (最小 77, 373人 ~ 最大 148, 795人)		
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	3, 154人	
		重度	11, 903人	
	死亡者数	中等度	1, 011人	
		重度	3, 809人	
1日当りの最大入院患者数		中等度	601人	
		重度	2, 374人	

<二次医療圏>

二次医療圏		安芸	中央	高幡	幡多
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		7, 153人 (5, 344人~10, 278人)	75, 504人 (56, 411人~108, 483人)	8, 212人 (6, 136人~11, 800人)	12, 690人 (9, 481人~18, 233人)
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	217人	2, 299人	250人
		重度	822人	8, 678人	944人
	死亡者数	中等度	69人	737人	80人
		重度	263人	2, 777人	302人
1日当りの 最大入院患者数	中等度	41人	438人	47人	73人
	重度	164人	1, 731人	188人	291人

<参考:全国>

全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計				
医療機関を受診する患者数 (外来患者数+入院患者数+死亡者数)		1, 740万人 (最小1, 300万人~最大2, 500万人)		
推計値の内訳 (各項目の推計値)	入院患者数	中等度	53万人	
		重度	200万人	
	死亡者数	中等度	17万人	
		重度	64万人	
1日当りの最大入院患者数 (流行発生から5週目)		中等度	10. 1万人	
		重度	39. 9万人	

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

○新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。
- ・罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。
- ・罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込みピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## ▶ 5. 対策推進のための役割分担

○新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっては、国、県、市町村、関係機関及び県民が一体となった対策が必要であり、その役割については以下に示す。

### (1) 国の役割

- 国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、<sup>\*8</sup>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- 国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

### (2) 地方公共団体の役割

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### 【県の役割】

- 新型インフルエンザ等の発生前は、「高知県危機管理指針」（以下「危機管理指針」という。）の枠組みを通じ、全庁一体となった取組を総合的に推進する。
- 各部局等では、県行動計画を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくとともに、必要最小限の行政サービスを維持するため、事業継続計画の策定を全庁的に進める。
- 予防・治療に必要な医薬品等の確保に努めるとともに、県医師会、県薬剤師会、医療機関及び薬局等の関係機関の協力を得ながら、新型インフルエンザ等患者の外来・入院診療を担当する医療機関の指定を行うなど、医療体制の確保を行うとともに、新型インフルエンザ等の未発生期から小康期を通して、最新かつ正確な情報提供を行い、県民の予防意識の啓発や不安解消に努める。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに「県対策本部」を設置し、国の基本的対処方針を踏まえつつ、県内の状況に応じて発生段階や対処方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を強力に推進する。
- 県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、その中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応を行う。

### 【市町村の役割】

- 市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- 市町村は、県が提供する新型インフルエンザ等に関する情報を住民に周知し、不安の解消及び混乱の防止を図るとともに、保健センター等において住民の感染予防策の徹底に努める。
- その他、国、県が実施する新型インフルエンザ等対策について、一体となって対策を進める。
- 保健所を設置する高知市は、感染症法において、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と保健所を設置する高知市（以下「県等」という。）は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

### (3) 医療機関等の役割

- 新型インフルエンザ等による県民の健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関及び薬局は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- 医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携を進める。
- 医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関等が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

### (4) <sup>\*8</sup>指定（地方）公共機関の役割

- 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

### (5) <sup>\*14</sup>学校・通所施設等の役割

- 日頃から入所者又は児童・生徒の健康状態を把握するように努めるとともに、施設・学校内での感染予防対策を徹底する。
- 未発生期の段階から、全国的に実施される<sup>\*15</sup>サーベイランスに協力する。
- 新型インフルエンザ等が国内・県内で発生した後において、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

### (6) 登録事業者の役割

- 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### (7) 一般の事業者の役割

○事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

○県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、県が勧告・要請する感染対策の徹底を行う。

#### (8) 県民の役割

○新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時におけるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

○発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

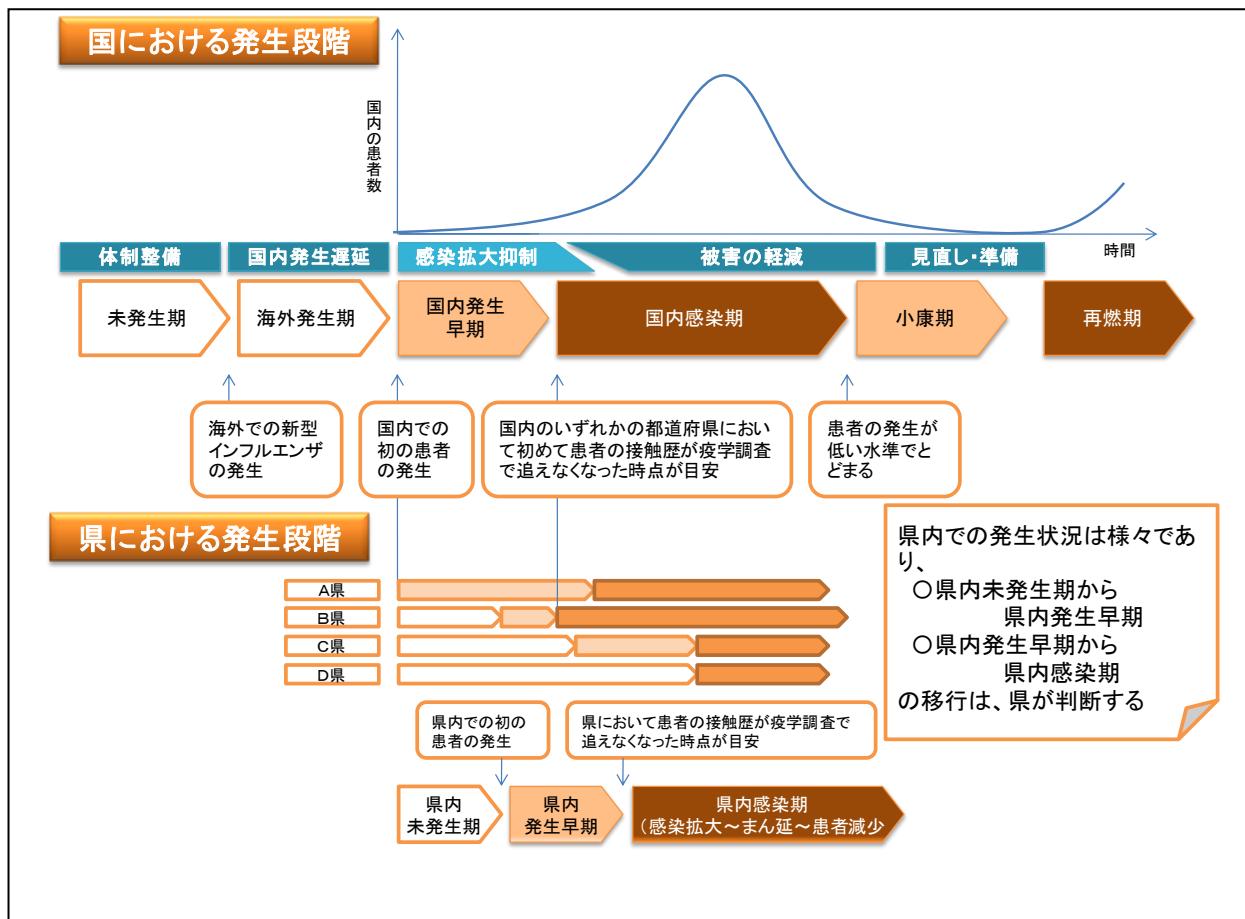
○新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

## ▶ 6. 発生段階

- 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。
- 政府行動計画では、発生時の段階を、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎える小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に即して5つの段階に分類し、国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしている。
- 各県での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、県は、県における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議のうえで、県が判断する。
- 国、県、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施する。なお、段階の期間は極めて短時間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意する。

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状況  (県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

## <国及び県における発生段階>



## ▶ 7. 県行動計画の主要 6 項目

県行動計画は、その目標と対策を、政府行動計画と合わせ「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保」の 6 項目に分けています。各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等について以下に示す。

### (1) 実施体制

○新型インフルエンザ等対策は国、県、市町村、<sup>\*8</sup>指定（地方）公共機関等が相互に連携を図り、一体となった取組を実施する。

○新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の県民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、県の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

○新型インフルエンザ等の発生前においては、「<sup>\*13</sup>危機管理指針」に基づき、危機管理連絡員会議（以下「連絡員会議」という。）や危機管理調整責任者会議（以下「調整責任者会議」という。）、高知県新型インフルエンザ等危機管理本部（以下「危機管理本部」という。）を状況に応じて開催し、全庁一体となった取組を推進する。さらに、市町村や<sup>\*8</sup>指定（地方）公共機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

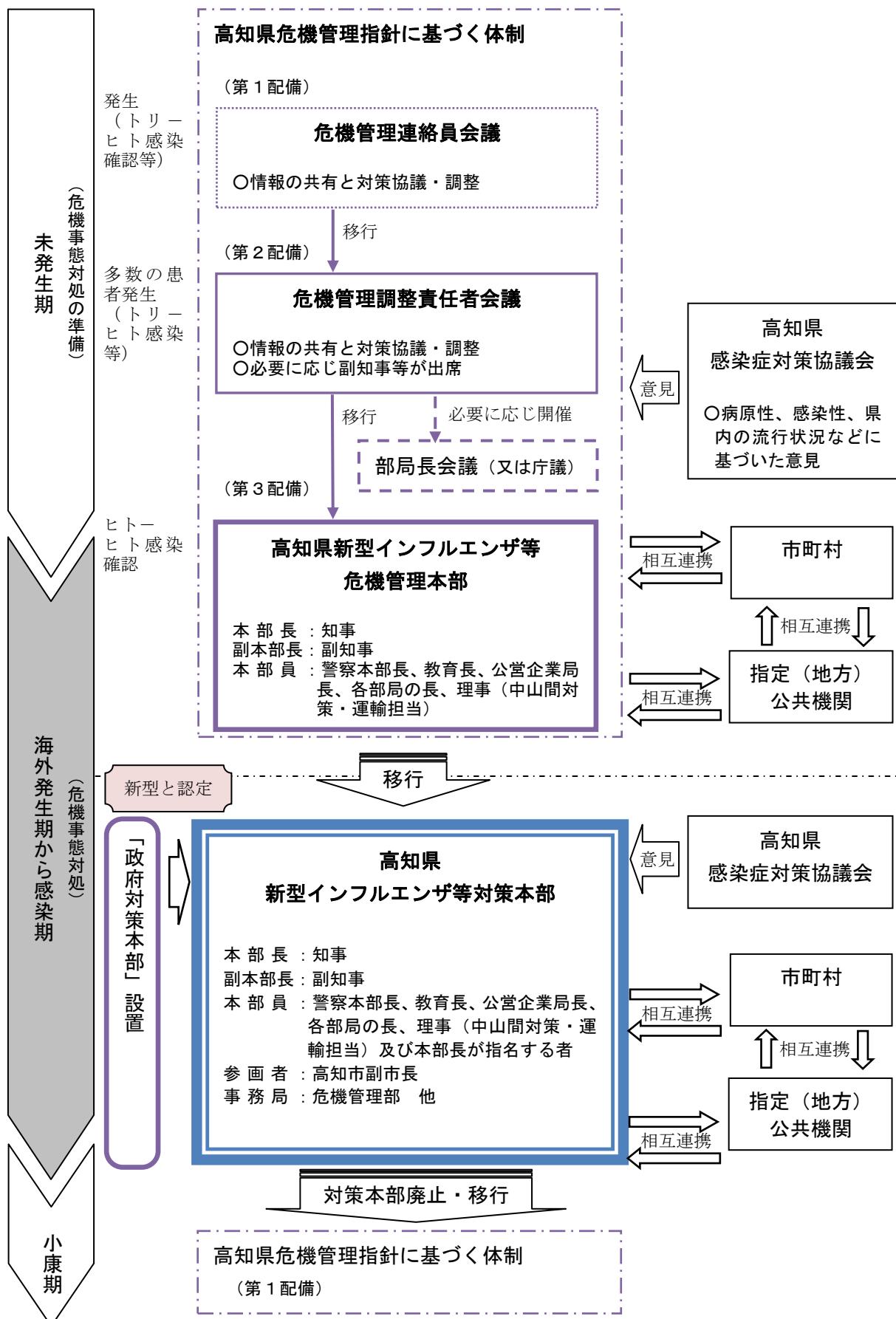
○新型インフルエンザ等が発生した場合は、速やかに「県対策本部」を設置し、国の「基本的対処方針」や<sup>\*16</sup>高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県内の状況に応じて発生段階や対応方針を決定するなど、迅速かつ適切な対策を講じる。

○国の基本的対処方針が示される前に県内で発生した場合は、国や<sup>\*16</sup>高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県内の状況に応じて県対策本部が対応方針を決定する。

○県の発生段階の変更や対応方針の改定が必要な場合などは、県対策本部を開催し、協議・決定する。

○四国 4 県での情報共有体制を構築する。

## ＜新型インフルエンザ等対策に関する推進体制＞



## (2) サーベイランス・情報収集

○いずれの発生段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、  
県内外から系統的に収集・分析し適時適切な対策につなげる。

○<sup>★15</sup>サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより効果的な対策に結びつける。

○新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するため、<sup>★15</sup>サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、系統的に収集・分析し判断につなげる。

○未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国と連携し、県内の<sup>★15</sup>サーベイランス体制を構築する。

○海外発生期から国内発生早期までは、情報が限られており、患者の全数把握等の<sup>★15</sup>サーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

○県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

○<sup>★15</sup>サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、県内における医療体制等の確保に活用する。

○県内で流行する病原体の性状（ウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。

○鳥類、豚における<sup>★1</sup>インフルエンザウイルスの<sup>★15</sup>サーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。

### (3) 情報提供・共有

○迅速な対策を実施するため、県民や関係機関等への迅速かつ正確な情報提供を行う。

○県民からの相談に対して適切な情報提供が実施できる体制を確保する。

#### ア. 情報提供・共有の目的

○県の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解のもとに、国、県、市町村、医療機関、薬局、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要であり、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、薬局、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

○コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供ではなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

#### イ. 情報提供手段の確保

○県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のための多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### ウ. 発生前における県民等への情報提供

○情報提供は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及び蔓延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを県民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。

○発生前の適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に県民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供を行う。

#### エ. 発生時における県民等への情報提供

##### (ア) 発生時の情報提供について

○新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏ま

えてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等) や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

○県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝え、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

○県民への情報提供については、

- ・新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること（感染したことにについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）。
  - ・個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与すること。
- などを伝え、未発生期から小康期に至るまで認識の共有を図ることとする。

#### （イ）県民の情報収集の利便性向上

○県民の情報収集の利便性向上のため、国の情報、関係部局の情報、市町村の情報、<sup>\*8</sup> 指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを開設する。

### 才. 情報提供体制

○情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

○健康政策部は、危機管理部、<sup>\*17</sup> 関係部局及び総務部広報広聴課と事前に協議し、広報における役割分担を決定するとともに、広報体制を構築する。

○健康政策部、危機管理部及び関係部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき報道機関への広報（取材）担当者を置く。

○広報責任者は広報担当による広報（取材）対応の徹底を図るとともに、報道機関に対する広報窓口の周知徹底を図る。

○海外発生期以降においては、県対策本部に広報班を置き、情報の一元化を図り、情報の共有を行うとともに、広報責任者は、報道機関に対して、広報担当者による正確かつ速やかな情報提供の徹底を図る。また、県民からの相談に対応するため、県及び市町村は相談窓口を設置する。

○コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かすこととする。

#### (4) 予防・まん延防止

- 新型インフルエンザ等の流行のピークを遅らせ、体制の整備を図るために時間  
を確保する。
- 流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医  
療体制を維持する。
- 個人レベル、地域・社会レベルでの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延  
防止対策には、様々な影響があることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的  
に勘案し、状況の変化に応じて実施する対策の決定や縮小・中止を行う。

##### ア. 主なまん延防止対策について

###### (ア) 個人における対策

- 県内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入  
院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健  
康観察、外出自粛の要請等）<sup>★18</sup> 等の感染症法に基づく措置を行う。
- マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的  
な感染対策を実践するよう促す。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛  
要請を行う。

###### (イ) 地域対策・職場対策

- 県内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における  
感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策  
をより強化して実施する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要  
請等を行う。

###### (ウ) その他

- 海外で発生した場合には、その状況に応じた感染症危険情報を発出するととも  
に、必要に応じて、広島検疫所高知出張所の検疫強化への協力をう。

## イ. 予防接種

### (ア) ワクチン

○ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を維持する。

○新型インフルエンザ対策のワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なる<sup>\*19</sup>プレパンデミックワクチンと<sup>\*20</sup>パンデミックワクチンの2種類がある。

### (イ) 特定接種

○特措法第28条に基づき、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針により臨時に予防接種（以下「特定接種」という。）を行う。

○特定接種は、登録事業者に対しては国が実施主体として、地方公務員に対しては県又は市町村が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。

○県及び市町村は、特定接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

### (ウ) 住民接種

○住民に対して、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種（以下「住民接種」という。）を行う。

○住民に対する予防接種については、市町村が実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。

○市町村は、国及び県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

### (エ) 留意点

○危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて国において総合的に判断、決定される。<sup>\*5</sup>

### (オ) 医療関係者に対する要請

○国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

## (5) 医療

- 健康被害を最小限にとどめるという目的を達成するため、医療の提供を継続できる体制を構築する。
- 医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画する。
- 地域医療体制の整備に当たっては、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について十分な検討や情報収集を行う。

### ア. 発生前における医療体制の整備

- 県等は、各福祉保健所及び高知市保健所（以下「保健所」という。）を中心として、都市医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関、市町村等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- 県は、高知市と協議し、あらかじめ「<sup>★21</sup>帰国者・接触者外来」を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行う。さらに、「<sup>★22</sup>帰国者・接触者相談センター」の設置の準備を進める。

### イ. 発生時における医療体制の維持・確保

- 新型インフルエンザ等の県内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染対策としても有効である可能性があることから、<sup>★5</sup>病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を<sup>★23</sup>感染症指定医療機関等に入院させることとし、そのための<sup>★24</sup>感染症病床等の利用計画を事前に策定する。
- 県等は、県内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、<sup>★15</sup>サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。
- 県は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「<sup>★21</sup>帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- 新型インフルエンザ等の患者は、「<sup>★21</sup>帰国者・接触者外来」を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、これらの医療機関も含めて、医療機関においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染防止に努める。

○医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。<sup>\*25</sup>

○県等は、「<sup>\*22</sup>帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。

○<sup>\*21</sup>帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「<sup>\*22</sup>帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

○県は、<sup>\*21</sup>帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、<sup>\*21</sup>帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○県は、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。その際、<sup>\*23</sup>感染症指定医療機関等以外の医療機関や<sup>\*11</sup>臨時の医療施設等に患者を入院させることができるように、事前に、その活用計画を策定する。また、在宅療養の支援体制を整備する。

○県等は、医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地方公共団体を通じた連携だけではなく、県医師会・都市医師会・各医会等の関係機関のネットワークを構築し、活用する。

#### ウ. 医療関係者に対する要請・指示、補償

○県は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行う。

○県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

#### エ. 抗インフルエンザウイルス薬等

○県及び国は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、県民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。<sup>\*10</sup>

○インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。

#### （6）県民生活及び県民経済の安定の確保

○新型インフルエンザ発生時に、最低限の県民生活を維持するため、行政機関や医療機関、薬局、事業者において事前に十分に準備を行う。

○新型インフルエンザは、多くの県民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われている。

○この場合、本人の罹患や家族の罹患等により、県民生活及び県民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

○新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び県民経済への影響を最小限とするよう、国や県、市町村、医療機関、薬局、<sup>\*8</sup>指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行う。

### III. 各段階における対策

- 以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合、国が作成する「基本的対処方針」は、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。
- 県行動計画に基づく対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、各部局等において、マニュアル等を別に策定し、具体的な対策を講じていくものとする。

## 未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

### 【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

### 【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集する。

### 1. 実施体制

#### (1) 行動計画等の作成

対応項目	所管
○県、市町村、指定(地方)公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。 <sup>*8</sup>	危機管理部 健康政策部

#### (2) 体制整備及び国・市町村との連携強化

対応項目	所管
○県は、県における取組体制を整備・強化するために、各部局等に危機管理連絡員及び危機管理調整責任者を置き、庁議等で初動対応体制の確立や発生時に備えた事業継続計画の策定を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。 <sup>*9</sup>	危機管理部 健康政策部
○県は、市町村や業界団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	危機管理部 健康政策部 <sup>*27</sup> 関係部局等
○県は、市町村行動計画、指定(地方)公共機関における業務計画の <sup>*8</sup>	危機管理部

作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。	健康政策部
○県は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関との連携を進める。	危機管理部 健康政策部 警察本部
○県は、国内外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する事例が発生した場合は、必要に応じて「連絡員会議」や「調整責任者会議」を開催し、国の動向等の情報の共有を行うとともに、今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>26</sup> 全部局等

## 2. サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

対応項目	所管
○県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ)</li> <li>➢ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ)</li> <li>➢ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ)</li> <li>➢ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ)</li> <li>➢ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ)</li> <li>➢ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ)</li> <li>➢ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ)</li> </ul>	健康政策部  産業振興推進部  農業振興部

### (2) 通常のサーベイランス

対応項目	所管
○県は、人で毎年冬期に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関(48の定点医療機関)において患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の 12 の医療機関を受診した患者から採取した検体を検査し、ウイルスの亜型等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。 <sup>★28</sup>	健康政策部
○県は、インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。	健康政策部
○県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。	健康政策部 教育委員会

### 3. 情報提供・共有

#### (1) 継続的な情報提供

対応項目	所管
○県は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部
○県は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがいなど、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。	健康政策部

#### (2) 体制整備等

対応項目	所管
<p>○県は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</li> <li>➢ 健康政策部、危機管理部及び<sup>*27</sup>関係部局等は、部局等ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を置く。</li> <li>➢ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。</li> <li>➢ 国や市町村、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。</li> <li>➢ インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</li> <li>➢ 新型インフルエンザ等発生時に、県民からの相談に応じるため相談窓口の設置準備をする。</li> </ul>	危機管理部 健康政策部 <sup>*27</sup> 関係部局等

## 4. 予防・まん延防止

### (1) 対策実施のための準備

対応項目	所管
《個人における対策の普及》 ○県、市町村、学校、事業者は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、 <sup>★22</sup> 帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。	健康政策部 <sup>★27</sup> 関係部局等
○県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。	健康政策部 <sup>★27</sup> 関係部局等
《地域対策・職場対策の周知》 ○県等は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。	健康政策部
《衛生資器材等の供給体制の整備》 ○県は、衛生資器材等(消毒薬・マスク等)の流通・生産・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	健康政策部
《水際対策》 ○県等は、検疫の強化の際に必要となる防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関との連携を強化する。	健康政策部 産業振興推進部 土木部

### (2) ワクチンの供給体制

対応項目	所管
○県は、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。	健康政策部

### (3) 基準に該当する事業者の登録

対応項目	所管
○県は、国の協力依頼を受け、事業者に対して、特定接種対象者の登録作業に係る周知を行うとともに、登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。	危機管理部 健康政策部 <sup>★27</sup> 関係部局等
○県は、国の協力依頼を受け、事業者の登録申請を受付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。	健康政策部 <sup>★27</sup> 関係部局等

## (4) 接種体制の構築

対応項目	所管
《特定接種》 ○県は、国の方針に基づき、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、市町村や関係団体等と協力して、接種体制を構築する。	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
《住民接種》 ○市町村は、国及び県の協力を得ながら、特措法に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかに、集団接種を原則として、ワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。	健康政策部
○市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び県は、技術的な支援を行う。	健康政策部
○市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。	健康政策部

## (5) 情報提供

対応項目	所管
○県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。	健康政策部

## 5. 医療

### (1) 県内医療体制の整備

対応項目	所管
○県は、国の示す医療体制の確保についての具体的なマニュアル等を参考に、県医師会等の関係機関と調整し、県内の医療体制の整備を行う。	健康政策部
○県等は、保健所を中心として、都市医師会、薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。	健康政策部
○県等は、 <sup>★22</sup> 帰国者・接触者相談センター及び <sup>★21</sup> 帰国者・接触者外来の設置の準備を進めるとともに、 <sup>★23</sup> 感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備を進める。	健康政策部
○県等は、一般医療機関に対して、個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。 <sup>★25</sup>	健康政策部

### (2) 県内感染期に備えた医療の確保

対応項目	所管
○県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成の支援に努める。	健康政策部
○県は、県内の実情に応じ、 <sup>★8</sup> 指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、 <sup>★8</sup> 指定(地方)公共機関を含む医療機関または公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。	健康政策部
○県は、保健所を設置する高知市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。	健康政策部
○県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、 <sup>★11</sup> 臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。	健康政策部
○県は、県内の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。	健康政策部
○県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	健康政策部 地域福祉部

○県等は、県内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。 ★25	危機管理部 健康政策部
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

## (3) 手引き等の策定、研修等

対応項目	所管
○県等は、国の示す新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を医療機関に周知する。	危機管理部 健康政策部
○県は、各マニュアルに沿って、市町村等と協力し、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。	健康政策部

## (4) 医療資器材の整備

対応項目	所管
○県等は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。	健康政策部
○県は、感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行ったうえ、十分な量を確保する。	健康政策部

## (5) 検査体制の整備

対応項目	所管
○県は、衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。	健康政策部

## (6) 医療機関等への情報提供体制の整備

対応項目	所管
○県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関、医療従事者及び薬局に迅速に提供するための体制を整備する。	健康政策部

(7) <sup>★10</sup>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

対応項目	所管		
○県は、他都道府県における備蓄状況や最近の医学的な知見等を踏まえ、国と県を併せて、県民の45%に相当する量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。			
<b>&lt;備蓄目標量&gt;</b>			
合計	リン酸セルタミビル (商品名 : タミフル)		
合計	273,600 人分		
県備蓄分	127,100 人分		
国備蓄分	127,100 人分		
流通備蓄分	19,400 人分		
サナミビル水和物 (商品名 : リレンザ)	68,400 人分		
合計	342,000 人分		
158,900 人分			
158,900 人分			
24,200 人分			
※住民基本台帳に基づく県人口 760千人(平成24年3月31日現在)より算出			
※45%の備蓄目標から流通備蓄分を除いた量を、国と県で均等に備蓄することとし、備蓄割合の8割をタミフル、2割をリレンザとして備蓄する。			
※タミフルの内、一定数はタミフルドライシロップを備蓄する。			
<b>&lt;平成25年12月1日現在の県備蓄量&gt;</b>			
購入年度	タミフル	リレンザ	計(人分)
H18 年度	29,370	0	29,370
H19 年度	36,630	0	36,630
H21 年度	72,430	13,970	86,400
計	138,430	13,970	152,400
※過不足分については、今後の備蓄薬更新等を勘案し、出来るだけ早期に確保することとする。			
○県は、国が検討する、新たな抗インフルエンザウイルス薬も含めた備蓄割合を基本として、県内の備蓄割合を検討する。			

(8) <sup>★10</sup>抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備

対応項目	所管
○県は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	健康政策部

## 6. 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (1) 業務計画等の策定

対応項目	所管
○県は、 <sup>*8</sup> 指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。	危機管理部 健康政策部 <sup>*27</sup> 関係部局等
○県の全部局等は、必要最小限の行政サービスを維持するため、 <sup>*9</sup> 事業継続計画を策定する。	<sup>*26</sup> 全部局等

### (2) 物資供給の要請等

対応項目	所管
○県は、国や市町村と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である <sup>*8</sup> 指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。	危機管理部 健康政策部 産業振興推進部 商工労働部

### (3) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

対応項目	所管
○県は、市町村に対し、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておくよう要請する。	地域福祉部

### (4) 火葬能力等の把握

対応項目	所管
○県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。	健康政策部

### (5) 物資及び資材の備蓄等

対応項目	所管
○国、県、市町村及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。	危機管理部 健康政策部

## 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### 【目的】

- 1) 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

### 【対策の考え方】

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、<sup>\*5</sup>病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。
- 5) 検疫等により、県内発生をできるだけ遅らせ、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び県民経済の安定のための準備、<sup>\*19</sup>プレパンデミックワクチンの接種等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### 1. 実施体制

#### (1) 体制強化等

対応項目	所管
○県は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、必要に応じて、「連絡員会議」や「調整責任者会議」、「危機管理本部会議」を開催し、国の動向等の情報の共有を行うとともに、国が示す初動対処方針に基づき、迅速かつ適切な対策を実施する。	危機管理部 健康政策部
○県は、国から新型インフルエンザ等が発生した旨の発表があった場合には、県対策本部を設置し、国が示す基本的対処方針に基づき対策を実施する。	危機管理部 健康政策部 <sup>*26</sup> 全部局等

○県は、発生した新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる場合は、感染症法等に基づく各種対策を実施する。	健康政策部
--------------------------------------------------------------------------------	-------

## 2. サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

対応項目	所管
○県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国等から提供される情報の収集を強化する。	健康政策部

### (2) 県内サーベイランスの強化等<sup>★15</sup>

対応項目	所管
○県は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施するとともに、さらに下記の患者把握の強化を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届け出を求め、全数把握を開始する。</li> <li>・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</li> </ul>	健康政策部 教育委員会

### (3) 四国4県の連携

対応項目	所管
○県は、四国4県での情報共有体制を構築する。	★27 関係部局等

## 3. 情報提供・共有

### (1) 情報提供

対応項目	所管
○県は、県民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。	危機管理部 健康政策部 ★27 関係部局等

○県は、対策本部に広報班を設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。県は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、県対策本部が調整する。	危機管理部 健康政策部
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------

## (2) 相談体制

対応項目	所管
○県は、必要に応じて、県民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置する。また、新型インフルエンザ等に関する広範囲な相談に対応するため、関係各課においても、県民からの相談に対応する。	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、必要に応じて、市町村に対し相談窓口を設置するよう要請する。	健康政策部
○県は、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○県は、県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。	健康政策部

## (3) 情報共有

対応項目	所管
○県は、国や市町村及び関係機関等と、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問合せ窓口を利用し、メール等による情報共有を行う。	危機管理部 健康政策部

**4. 予防・まん延防止**

## (1) 県内でのまん延防止対策の準備

対応項目	所管
○県は、国と連携し、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置 <sup>★18</sup> 等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。	健康政策部
○県は、国と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。	健康政策部

## (2) 感染症危険情報の発出等

対応項目	所管
○県は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる又は海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に、国から発出される感染症危険情報を県民や事業所等に周知する。	危機管理部 健康政策部

## (3) 水際対策

対応項目	所管
《発生疑いの場合の対策》 ○県等は、国がWHOのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表前に行う、質問票の配布等による入国時の患者発見の対策に必要に応じて協力する。	健康政策部
《検疫の強化》 ○県は、検疫の強化に伴い、国、その他関係機関との連携を強化する。 ○県は、国が提供する発生国から来航する航空機や船舶に関する情報を収集する。 ・貨物船については、国の停留措置は検疫港である高知港において対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合は、感染拡大のおそれについて留意しつつ、国と対応を検討する。	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等 健康政策部 産業振興推進部 土木部
○検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部
《密入国者対策》 ○発生国からの密入国で、感染者又は感染の疑いのある者がいる場合に備えて、検疫所等関係機関との連携体制を構築する。 ○感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。	警察本部 警察本部

## (4) 予防接種

対応項目	所管
《ワクチンの供給》 ○県は、国の要請に基づき、県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。	健康政策部
《特定接種》 ○県及び市町村は、国が特定接種の実施を決定した場合は、国と連携して、あらかじめ設定した県職員及び市町村職員の接種対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、国が基本的対処方針を踏まえた接種対象者及び国家公務員の対象者に特定接種を行う場合、必要に応じて協力する。	健康政策部
《住民接種》 ○市町村は、国の要請に基づき、予防接種を全住民が速やかに接種できるよう、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。	健康政策部

《情報提供》 ○県及び市町村は、県民に対し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。	健康政策部
《モニタリング》 ○県は、特定接種を実施した場合、国が行う接種実施モニタリングや有効性の評価、副反応情報の収集・分析及び評価に協力する。	健康政策部

## 5. 医療

### (1) 新型インフルエンザ等の症例定義

対応項目	所管
○県は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義について、隨時、関係機関に周知する。	健康政策部

### (2) 医療体制の整備

対応項目	所管
○県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患している危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、 <sup>★21</sup> 帰国者・接触者外来において診断を行うこととし、事前に協力の承諾を得ている医療機関等に帰国者・接触者外来の設置を要請する。	健康政策部
○県は、 <sup>★21</sup> 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、高知県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備する。	健康政策部
○県等は、 <sup>★21</sup> 帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。	健康政策部
○県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体の亜型等の同定を衛生研究所において行い、感染を疑うと判断した場合は、国立感染症研究所に確定診断を依頼する。	健康政策部

(3) <sup>\*22</sup>帰国者・接触者相談センターの設置

対応項目	所管
○県等は、 <sup>*21</sup> 帰国者・接触者外来を整備した場合は、 <sup>*22</sup> 帰国者・接触者相談センターを設置する。	健康政策部
○県等は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、 <sup>*22</sup> 帰国者・接触者相談センターを通じて、 <sup>*21</sup> 帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。	健康政策部

## (4) 医療機関等への情報提供

対応項目	所管
○県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関、医療従事者及び薬局に迅速に提供する。	健康政策部

## (5) 検査体制の整備

対応項目	所管
○県は、国立感染症研究所等と連携し、衛生研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査の実施体制を速やかに整備する。 <sup>*31</sup>	健康政策部

(6) <sup>\*10</sup>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

対応項目	所管
○県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。 <sup>*10</sup>	健康政策部
○県は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。 <sup>*10</sup>	健康政策部
○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。 <sup>*10</sup>	健康政策部

## 6. 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (1) 事業者の対応

対 応 項 目	所 管
○県は、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策及び事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備を行う。	★ <sup>27</sup> 関係部局等
○指定(地方)公共機関は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。県は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。  ★ <sup>8</sup>	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について国から通知があった場合は、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

### (2) 遺体の火葬・安置

対 応 項 目	所 管
○県は、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを必要に応じて要請する。	健康政策部

## 県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)

### 《県内未発生期》

- ・県内で、新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

### 《県内発生早期》

- ・県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、全ての患者の接觸歴を疫学調査で追うことができる状態。

#### (国内発生早期)

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接觸歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・地域によって状況が異なる可能性がある。

#### 【目的】

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

#### 【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、県民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国が発する国内外の情報をできるだけ集約し、医療機関に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、県民生活及び県民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

## 1. 実施体制

### (1) 実施体制

対応項目	所管
○国が、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針を示した場合は、県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて県対策本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部
○県は、国内での最初の発生が県内で起こった場合には、国が発生の状況により設置する政府現地対策本部と連携して、対策を実施する。	危機管理部 健康政策部

### (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
○県は、国が新型インフルエンザ等緊急事態の宣言(以下「緊急事態宣言」という)を行った場合には、必要に応じて、県対策本部会議を開催し、対応方針を協議・決定する。	危機管理部 健康政策部
○市町村は、緊急事態宣言がなされた場合は、速やかに市町村対策本部を設置する。	危機管理部 健康政策部

## 2. サーベイランス・情報収集

### (1) 情報収集

対応項目	所管
○県は、国や地方公共団体から提供される発生状況や対応等の情報の収集を強化する。	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

### (2) サーベイランス

対応項目	所管
○県は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。	健康政策部 教育委員会
○県は、国が発する国内の発生状況等を注視し、国と連携し、必要な対策を実施する。	健康政策部

### (3) 調査研究

対応項目	所管
○県等は、発生した県内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、国と連携して、調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。	健康政策部

## (4) 四国4県の連携

対応項目	所管
○県は、四国4県での情報共有体制を継続する。	★ <sup>27</sup> 関係部局等

## 3. 情報提供・共有

## (1) 情報提供

対応項目	所管
○県は、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。	健康政策部
○県は、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。	健康政策部 教育委員会 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、県民からの問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、県民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、再度の情報提供に反映する。	健康政策部
○県は、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部

## (2) 情報共有

対応項目	所管
○県は、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。	健康政策部

## (3) 相談体制の充実・強化

対応項目	所管
○県は、相談窓口の充実・強化を図り、県民からの相談に対応する。	健康政策部
○県は、市町村に対し、相談窓口の充実・強化を要請する。	健康政策部

## 4. 予防・まん延防止

### (1) 県内でのまん延防止対策

対応項目	所管
○県等は、国と連携し、県内発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接觸者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。 <sup>★18</sup>	健康政策部
○県等は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。</li> <li>➢ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</li> <li>➢ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。</li> <li>➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。</li> </ul>	健康政策部 産業振興推進部 教育委員会
○県は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。	健康政策部 地域福祉部

### (2) 予防接種

対応項目	所管
《住民接種》	
○県は、県民に対し、住民接種の優先対象者、接種順位など、接種に関する情報提供を行う。	健康政策部
○市町村は、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。	健康政策部
○市町村は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。	健康政策部

## (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
<p>《基本的対処方針に基づいた措置》</p> <p>○県は、住民に対し、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する(特措法第45条第1項)。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位)を指定する。</p>	危機管理部 健康政策部
<p>○県は、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う(特措法第45条第2項)。</p> <p>要請に応じない場合は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、指示を行う(特措法第45条第3項)。</p> <p>県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p>	健康政策部 教育委員会
<p>○県は、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う(特措法第24条第9項)。</p> <p>この要請に応じない場合は、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う(特措法第45条第2項)。</p> <p>この要請に応じない場合は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、指示を行う(特措法第45条第3項)。</p> <p>県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p>	危機管理部 健康政策部
<p>《住民接種》</p> <p>○市町村は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法に基づき、予防接種法に規定する住民接種を実施する。</p>	健康政策部

## 5. 医療

### (1) 医療体制の整備

対応項目	所管
○県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、 <sup>*18</sup> <sup>*21</sup> 帰国者・接触者外来における診療体制や、 <sup>*22</sup> 帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。	健康政策部
○県は、患者等が増加してきた段階においては、国の意見を聴いて、 <sup>*21</sup> 帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関でも診療する体制を検討する。	健康政策部

### (2) 患者への対応等

対応項目	所管
○県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、 <sup>*23</sup> 感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。	健康政策部
○県は、国と連携し、必要に応じて、衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施し、患者数が増加した段階では、 <sup>*31</sup> PCR検査は重症者等に限定して行う。	健康政策部
○県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露した者には、必要に応じ、 <sup>*18</sup> <sup>*10</sup> 抗インフルエンザワイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、 <sup>*23</sup> 感染症指定医療機関等に移送する。	健康政策部

### (3) 医療機関等への情報提供

対応項目	所管
○県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を、医療機関、医療従事者及び薬局に迅速に提供する。	健康政策部

(4) <sup>\*10</sup>抗インフルエンザウイルス薬

対応項目	所管
○県は、県内感染期に備え、引き続き、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。	<sup>*10</sup> 健康政策部
○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	<sup>*10</sup> 健康政策部

## (5) 医療機関・薬局における警戒活動

対応項目	所管
○県は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部

## (6) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
○県は、医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定 <sup>*8</sup> (地方)公共機関に対し、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。	危機管理部 健康政策部

## 6. 県民生活及び県民経済の安定の確保

## (1) 事業者の対応

対 応 項 目	所 管
○県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。	★ <sup>27</sup> 関係部局等

## (2) 県民、事業者への呼びかけ

対 応 項 目	所 管
○県は、必要に応じ、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	文化生活部 農業振興部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

## (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対 応 項 目	所 管
《事業者の対応等》 ○指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。	★ <sup>27</sup> 関係部局等
○登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。	★ <sup>27</sup> 関係部局等
《電気及びガス並びに水の安定供給》 ○電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	危機管理部
○水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。	健康政策部 公営企業局
《運送・通信・郵便の確保》 ○運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するため必要な措置を講ずる。	危機管理部 産業振興推進部

県内未発生期・県内発生早期(国内発生早期)

<p>○電気通信事業者である指定<sup>*8</sup>(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。</p>	危機管理部 文化生活部
<p>《サービス水準に係る県民への呼びかけ》</p> <p>○県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。</p>	危機管理部 <sup>*27</sup> 関係部局等
<p>《緊急物資の運送等》</p> <p>○県は国と連携し、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定<sup>*8</sup>(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。</p>	産業振興推進部 商工労働部
<p>○県は国と連携し、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定<sup>*8</sup>(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。</p>	危機管理部 健康政策部 産業振興推進部
<p>○正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は国と連携し、必要に応じ、指定<sup>*8</sup>(地方)公共機関に対して輸送又は配達を指示する。</p>	危機管理部 健康政策部 産業振興推進部 商工労働部
<p>《生活関連物資等の価格の安定等》</p> <p>○県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、必要に応じ、調査・監視をするとともに、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の設置等を行う。</p>	文化生活部 農業振興部 <sup>*27</sup> 関係部局等
<p>○県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。</p>	警察本部

## 県内(国内)感染期

- ・県内で新型インフルエンザ等の患者の接觸歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

### 【目的】

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑える。

### 【対策の考え方】

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- 2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、県民生活及び県民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## 1. 実施体制

### (1) 基本的対処方針の決定

対応項目	所管
○県は、本県が県内感染期に入った場合、県民に対して周知する。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>26</sup> 全部局等
○県は、政府対策本部が、国全体として国内感染期に入ったことを宣言するとともに、基本的対処方針を変更した場合は、速やかに、県対策本部会議を開催し、国の「基本的対処方針」や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。 <sup>★<sup>16</sup></sup>	危機管理部 健康政策部
○県は、国の基本的対処方針が示される前に本県が感染期になった場合には、新型インフルエンザ等の毒性や感染力等に関する国や高知県感染症対策協議会等の意見を踏まえ、県対策本部会議において対応方針を協議・決定する。 <sup>★<sup>16</sup></sup>	危機管理部 健康政策部
○県は、県の対応方針の改定や全庁での対策が必要な場合など、必要に応じて県対策本部会議を開催し、協議・決定する。	危機管理部 健康政策部

### (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
○県は、市町村が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県もしくは他の市町村による代行、応援等の措置について調整を行う。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

## 2. サーベイランス・情報収集

### (1) 四国4県の連携

対応項目	所管
○県は、四国4県での情報共有体制を継続する。	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

### (2) ★<sup>15</sup>サーベイランス

対応項目	所管
○県は、本県が県内感染期に入った段階で、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。 <sup>★<sup>15</sup></sup>	健康政策部 教育委員会

### 3. 情報提供・共有

#### (1) 情報提供

対応項目	所管
○県は、引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外及び県内の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、引き続き、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等の県内での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、引き続き、県民から寄せられる問い合わせや市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関等がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。	健康政策部
○県は、引き続き、市町村及び消防機関に対して、国から提供された詳細な国内での発生状況や県の対策の内容などについて情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部

#### (2) 情報共有

対応項目	所管
○県は、市町村や関係機関等との、インターネット等を活用した迅速かつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、県内の流行や対策の状況を的確に把握する。	危機管理部 健康政策部

#### (3) 相談体制の継続

対応項目	所管
○県は、相談窓口を引き続き設置し、県民からの相談に対応する。	健康政策部
○県は、引き続き、国の設置するコールセンターを県民に周知する。	健康政策部
○県は、引き続き、新型インフルエンザに関する広範囲な相談に対応するため、関係各課にて、県民からの相談に対応する。	★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、引き続き、市町村に対し、相談窓口を設け、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について要請する。	健康政策部

## 4. 予防・まん延防止

### (1) 県内でのまん延防止対策

対応項目	所管
<p>○県及び市町村は、業界団体等を経由し又は直接、県民や関係者に対して次の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。</li> <li>➢ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</li> <li>➢ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。</li> <li>➢ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスクの着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。</li> </ul>	健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
<p>○県は、市町村や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。</p>	健康政策部 地域福祉部
<p>○県は、市町村や医療機関に対し、県内感染期となつた場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)<sup>★<sup>18</sup></sup>への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与の継続の有無について、国の評価に基づき決定する。</p>	健康政策部
<p>○県等は、県内感染期となつた場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。<sup>★<sup>18</sup></sup></p>	健康政策部
<p>○県は、引き続き、事業者に対し、従業員の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員の勤務について配慮するよう要請する。</p>	★ <sup>27</sup> 関係部局等
<p>○県は、引き続き、市町村や在宅支援事業者に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。</p>	地域福祉部

### (2) 予防接種

対応項目	所管
○市町村は、予防接種法に基づく住民接種を進める。	健康政策部

## (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
<p>《基本的対処方針に基づいた措置》</p> <p>○県は、県民に対し、期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する(特措法第45条第1項)。</p>	危機管理部 健康政策部
<p>○県は、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う(特措法第45条第2項)。</p> <p>要請に応じない場合は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、指示を行う(特措法第45条第3項)。</p> <p>県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p>	健康政策部 教育委員会
<p>○県は、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う(特措法第24条第9項)。</p> <p>この要請に応じない場合は、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う(特措法第45条第2項)。</p> <p>この要請に応じない場合は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、指示を行う(特措法第45条第3項)。</p> <p>県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p>	危機管理部 健康政策部
<p>《住民接種》</p> <p>○市町村は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、予防接種法に基づく住民接種を進める。</p>	健康政策部

## 5. 医療

### (1) 患者への対応

対応項目	所管
《県内感染期の対応》 ○県は、 <sup>★21</sup> 帰国者・接触者外来、 <sup>★22</sup> 帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関においても新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。	健康政策部
○県等は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。	健康政策部
○県等は、国の基本的対処方針に基づき、在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて関係機関及び薬局に周知する。	健康政策部
○県は、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。	健康政策部

### (2) 医療機関等への情報提供

対応項目	所管
○県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関、医療従事者及び薬局に迅速に提供する。	健康政策部

### (3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

対応項目	所管
○県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、県内の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対して配分を要請する。	健康政策部
○県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。	健康政策部

## (4) 在宅で療養する患者への支援

対応項目	所管
○市町村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。	健康政策部

## (5) 医療機関・薬局における警戒活動

対応項目	所管
○県は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部

## (6) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
《医療等の確保》 ○医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定 <sup>*8</sup> (地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。	危機管理部 健康政策部
○県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。	健康政策部
○県は、臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピーク <sup>*11</sup> を越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。	健康政策部

## 6. 県民生活及び県民経済の安定の確保

## (1) 事業者の対応

対 応 項 目	所 管
○県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。	★ <sup>27</sup> 関係部局等

## (2) 県民、事業者への呼びかけ

対 応 項 目	所 管
○県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、必要に応じ、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	文化生活部 農業振興部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

## (3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対 応 項 目	所 管
《業務の継続等》 ○指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
《電気及びガス並びに水の安定供給》 ○県内発生早期の記載を参照	危機管理部 健康政策部 公営企業局
《運送・通信・郵便の確保》 ○県内発生早期の記載を参照	危機管理部 文化生活部 産業振興推進部
《サービス水準に係る県民への呼びかけ》 ○県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。	危機管理部 ★ <sup>25</sup> 関係部局等
《緊急物資の運送等》 ○県内発生早期の記載を参照	危機管理部 健康政策部 産業振興推進部 商工労働部
《物資の売渡しの要請等》 ○県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得る。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。	
○県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。	危機管理部 健康政策部
《生活関連物資等の価格の安定等》  ○県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。	文化生活部 農業振興部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。	文化生活部 農業振興部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。	文化生活部 農業振興部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
《新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援》  ○県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。	健康政策部 地域福祉部
《犯罪の予防・取締り》  ○国内発生早期の記載を参照	警察本部
《埋葬・火葬の特例等》  ○県は、国の要請があった場合は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。	健康政策部
○県は、国の要請があった場合は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。	健康政策部
○県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。	健康政策部

## 小康期

- ・新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・大流行はいったん終息している状況。

### 【目的】

1) 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### 【対策の考え方】

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### 1. 実施体制

#### (1) 基本的対処方針の決定

対応項目	所管
○県は、県内が小康期に入った場合は県民に対して周知する。	★ <sup>26</sup> 全部局等
○県は、政府対策本部が、国全体として小康期に入ったことを宣言するとともに、基本的対処方針を変更した場合は、速やかに、県対策本部会議を開催し、国の「基本的対処方針」を踏まえ、県の対応方針について協議・決定する。	危機管理部 健康政策部

#### (2) 対策の評価・見直し

対応項目	所管
○県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、県行動計画、マニュアル等の見直しを行う。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

#### (3) 対策本部の廃止

対応項目	所管
○県は、政府対策本部が廃止された時は、速やかに県対策本部を廃止する。	危機管理部 健康政策部
○市町村は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市町村対策本部を廃止する。	危機管理部 健康政策部

## 2. サーベイランス・情報収集

### (1) サーベイランス<sup>\*15</sup>

対応項目	所管
○県は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。 <sup>*16</sup>	健康政策部
○県は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。	健康政策部 教育委員会

## 3. 情報提供・共有

### (1) 情報提供

対応項目	所管
○県は、引き続き、県民に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。	<sup>*27</sup> 関係部局等
○県は、県民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。	<sup>*27</sup> 関係部局等

### (2) 情報共有

対応項目	所管
○県は、市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。	危機管理部 健康政策部

### (3) 相談体制

対応項目	所管
○県及び市町村は、状況を見ながら、相談窓口を縮小する。	健康政策部

#### 4. 予防・まん延防止

(1) 予防接種

対応項目	所管
○市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法に基づく住民接種を進める。	健康政策部

(2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
《予防接種》 ○市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法に基づく住民接種を進める。	健康政策部

#### 5. 医療

(1) 医療体制

対応項目	所管
○県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。	健康政策部

(2) <sup>★10</sup>抗インフルエンザウイルス薬

対応項目	所管
○県等は、国が作成する、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。 <sup>★10</sup>	健康政策部
○県は、流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。	健康政策部

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
○県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。	健康政策部

## 6. 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (1) 県民、事業者への呼びかけ

対応項目	所管
○県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。	文化生活部 農業振興部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

### (2) 緊急事態宣言がされている場合の措置

対応項目	所管
《業務の再開》 ○県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
○県は、 <sup>*8</sup> 指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等
《新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等》 ○県、市町村、 <sup>*8</sup> 指定(地方)公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

★7

## 県内で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

これまで鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

### 1. 実施体制

#### (1) 体制強化

対応項目	所管
○県は、県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに「鳥インフルエンザ危機管理本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、国が示す人への感染拡大防止対策に関する措置に基づき、今後対応すべき対策を確認する。	危機管理部 健康政策部
○県は、県内発生情報について厚生労働省へ通報するとともに、厚生労働省と連携して積極的疫学調査を実施し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を厚生労働省に要請する。	健康政策部

### 2. サーベイランス・情報収集

#### (1) 情報収集

対応項目	所管
○国及び他の地方公共団体等から提供される情報の収集を強化する。 (参考:情報収集源) <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ)</li> <li>➤ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ)</li> <li>➤ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ)</li> <li>➤ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ)</li> <li>➤ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ)</li> <li>➤ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ)</li> </ul>	健康政策部 農業振興部 産業振興推進部

## (2) 四国4県の連携

対応項目	所管
○県は、四国4県での情報共有体制を構築する。	★ <sup>27</sup> 関係部局等

## (3) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス<sup>★15</sup>

対応項目	所管
○県は、県内における鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。	健康政策部

## 3. 情報提供・共有

### (1) 情報提供

対応項目	所管
○県は、県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。	健康政策部
○県は、国から海外における発生状況等の情報提供があった場合は、県ホームページに対応状況等に関するウェブサイトを設置し、県民に情報提供を行う。	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>27</sup> 関係部局等

## 4. 予防・まん延防止

### (1) 人への鳥インフルエンザの感染防止策<sup>★7</sup>

対応項目	所管
《疫学調査、感染防止策》	
○県等は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。	健康政策部
○県等は、必要に応じて、国と連携し、疫学調査や接触者への対応(外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等)、死亡例が出た場合の対応(埋火葬等)等を行う。	健康政策部
○県は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。	警察本部
《家きん等への防疫対策》	
○県は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、県内の農場段階での衛生管理等を	農業振興部

徹底するほか、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。<sup>\*32</sup>

- 国との連携を密にし、防疫指針に即した具体的な防疫措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等)を行う。<sup>\*32</sup>
- 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、対応が困難である場合は、自衛隊の部隊等による支援を要請する。

## 5. 医療

### (1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

対応項目	所管
○県等は、感染鳥類との接触があり、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がなされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう医療機関に要請する。 <sup>*10</sup>	健康政策部
○県は、鳥インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体の亜型等の同定を衛生研究所において行い、感染を疑うと判断した場合は、国立感染症研究所に確定診断を依頼する。	健康政策部
○県等は、鳥インフルエンザの患者(疑似症患者を含む。)について、感染症法に基づき、入院等の措置を講じる。 <sup>*</sup>	健康政策部

### (2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染が認められた場合

対応項目	所管
○県等は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知する。 <sup>*</sup>	健康政策部
○県等は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者(有症状者)の予防策について医療機関等に周知する。	健康政策部

## 【用語解説】

○鳥インフルエンザと新型インフルエンザの解説については、以下の厚生労働省のホームページにてご確認ください。（平成25年10月17日時点）

・鳥インフルエンザ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakukansenshou02/>

・インフルエンザ対策

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/kenkou\\_kekkaku-kansenshou/influenza/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou_kekkaku-kansenshou/influenza/index.html)

### ★ 1 インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### ★ 2 パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ★ 3 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### ★ 4 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

## ★ 5 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

## ★ 6 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲とくしていないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲とくしていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ★ 7 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内の感染が報告されている。

## ★ 8 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、都道府県の区域を越えて事業を営むもののうち、政令で定めるもの（国が指定するもの）を「指定公共機関」（特措法第2条第6号）といい、都道府県の区域内で事業を営むもののうち、都道府県知事が指定するものを「指定地方公共機関」（特措法第2条第7号）という。

新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。

## ★ 9 業務継続計画

県行動計画では、新型インフルエンザの発生時において、職員本人の罹患や家族の罹患などにより、出勤可能な職員が制約されることが予想される中で、新型インフルエンザ対策を行いながら県民生活のため最小限必要な行政サービスを継続するとともに、一時的に中断した業務を出来るだけ早期に復旧するため、県や市町村において、あらかじめ、優先すべき業務の選定、必要な人員や資源の確保など、必要な措置を定めた計画をいう。

## ★ 10 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ★ 11 臨時の医療施設

新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態を宣言した場合に、都道府県内の病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、都道府県行動計画で定めるところにより、都道府県知事が開設することのできる医療機関（特措法第48条）。

## ★ 12 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ★ 13 高知県危機管理指針

本県の自然災害をはじめとする突発的な危機事象に対して、県の組織的な対応や実践力の向上など、速やかに対応できる危機に強い県庁組織づくりに資することを目的に、平成23年3月に策定された対応指針。

各部局に危機管理連絡員（本部連絡員）、危機管理調整責任者を置き、危機事象に備え、平時から会議等を開催し部局間の調整を図る。危機事象が発生又は発生するおそれのある場合は、部局長会議もしくは危機管理本部会議を開催する。

※危機管理調整責任者：各部局に1名置かれ、平時の総合調整、危機事象発生時の部局間等との総合調整を行う。部局の副部長相当職をもって充てる。

※危機管理連絡員：危機管理調整責任者を補佐するために各部局に2名置かれ、緊急連絡の受理、各部局で察知した危機事象の報告を行う。各部局の主管課の課長補佐及び総務担当チーフを基本に決定する。

※危機管理本部：高知県危機管理本部設置要綱に基づき、危機事象発生時に知事を本部長として設置される。副本部長は副知事、本部員は各部局長。

## ★ 14 通所施設等

保育施設、高齢者の短期入所生活介護、通所介護、障害児又は障害者の短期入所、就労移行支援等の日中活動を行う生涯福祉サービス事業所、通所施設（通所授産施設、知的障害児通園施設等）の他、児童館や放課後児童クラブ等。

## ★ 15 サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾病に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

## ★ 16 高知県感染症対策協議会

感染症法第6条第1項に規定する感染症について、有効かつ的確な感染症対策を確立するとともに感染症の予防の総合的な推進を図るため設置。

感染症対策協議会は、高知県医師会、高知大学医学部附属病院など感染症に関する専門の学識経験者のなかから知事が委嘱する委員で構成し、日常的な情報を解析し具体的な予防対策を検討するため、結核対策部会、エイズ・性感染症対策部会、感染症発生動向調査部会、肝炎対策部会の部会を設けている。

## ★ 17 関係部局

知事部局内での関係部局（教育委員会、公営企業局は含まない）。

※各種委員会は含まない。

## ★ 18 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ★ 19 プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、日本ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

## ★ 20 パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

## ★ 21 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

## ★ 22 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

## ★ 23 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。高知県内には該当施設はない。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（2床）が該当する。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。高知県内では、高知県・高知市病院企業団立高知医療センター（6床）及び高知県立幡多けんみん病院（3床）が該当する。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

## ★ 24 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規程する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

## ★ 25 個人防護具（Personal Protective Equipment : PPE）及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露リスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ★ 26 全部局等

知事部局、教育委員会、公営企業局。

※各種委員会は含まない。

## ★ 27 関係部局等

教育委員会、公営企業局を含む関係部局。

※各種委員会は含まない。

## ★ 28 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

★ 29 トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

★ 30 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

★ 31 PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能なため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素(Reverse Transcriptase)を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

★ 32 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

## 高知県危機管理本部設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県危機管理本部（以下「本部」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置等)

第2条 知事は、県民の生活、生命、身体、財産等に重大な危害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある危機事象に対し、各部局が連携して全庁をあげ対処する必要があると認めるときは、本部を設置することができる。

- 2 本部が設置された後に、災害対策基本法第23条第1項による災害対策本部が設置されたとき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第27条第1項及び第183条において準用する第27条第1項により、国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が設置されたとき又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条第1項による新型インフルエンザ等対策本部が設置されたときは、本部は廃止する。
- 3 本部の名称については、その都度、本部長が別に定める。

### (構成)

第3条 本部の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、警察本部長、教育長、公営企業局長、各部局の長、理事（中山間対策・運輸担当）及び本部長が指名する者をもって充てる。

### (職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に参画するものとする。

### (所掌事務)

第5条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析及び伝達に関する事務
- (2) 初動対応及び応急対策に関する事務
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事務
- (4) 県民に対する広報に関する事務
- (5) その他危機管理に係る重要な事項に関する事務

### (幹事会)

第6条 本部の活動を補佐するため、必要があると認めるときは、本部長は本部の下に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都度、本部長が別に定める。

### (学識経験者等の参画)

第7条 本部長は、必要に応じて、本部及び幹事会に学識経験者、関係機関の職員等の参画を求めることができる。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、本部に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局職員を置く。

3 事務局長は、本部長が指名する者をもって充てる。

4 事務局職員は、危機管理部危機管理・防災課及び関係部の職員をもって充てる。

(本部の廃止)

第9条 知事は、第5条の事務が概ね終了したと認めたときは、本部を廃止するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月11日から施行する。